

平成25年度総合防災訓練大綱（案）

平成25年3月26日
中央防災会議決定

1. 総合防災訓練大綱の意義

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められる。

このような防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。

本大綱は、平成25年度において、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すとともに、これと併せて、一昨年（平成24年）の東日本大震災や昨今の社会状況等を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示すものである。

2. 防災訓練の目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的には以下のとおりとする。

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図ること。
- (2) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。
- (3) 住民一人一人が、防災訓練に際して、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- (4) 行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することにかんがみ、各防災担当者が日常の取組について検証し、評価する機会とすること。

3. 防災訓練実施に当たっての基本方針

防災訓練は、以下の基本方針に沿って実施することとする。

- (1) 東日本大震災を踏まえた災害対応力の向上
東日本大震災から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。

(2) 実践的、効果的な訓練の推進

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずべき事項（いわゆるシナリオ）については、東日本大震災を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態を想定して作成し、訓練進行上からの必要性等に捕らわれたり、見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階では、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、住民、ライフライン・インフラ事業者等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、防災組織体制及び災害応急対策に係る問題点等の抽出・発見に努め、実効性を検証する。

訓練の方法については、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

(3) 多数の主体が参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練の実施が期待され、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。

このため、国と地方公共団体、広域ブロック内の地方公共団体、行政と民間、分野（業界）単位、地域単位など様々な連携の枠組みにより、多数の主体が参加する訓練の実施に努める。

(4) 国の積極的訓練参画等

国は、各地域や業界等で実施される防災訓練に積極的に参画し、地方公共団体や指定公共機関、ライフライン・インフラ事業者等の防災関係機関等との幅広い協力・連携体制の構築を図る。

地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等との緊密な連携の下、広域的なネットワークを活用した訓練や、地方公共団体相互間において締結されている協定等に基づく広域的応援訓練の推進に努める。

(5) 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、訓練を報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実させることができるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加するよう、訓練内容を工夫・充実するとともに、マスク等との連携を図りつつ、防災訓練に関する広報の充実に努める。

防災訓練の内容については、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等、被害減少のための予防的な取組や、緊急地震速報による危険回避行動を積極的に加えるとともに、住民一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、日頃から具体的な「備え」を実践することや被災時に的確な行動を促すことを呼びかけ、自ら「日常においていかに備え、災害時に何をすべきか」について考える機会となるよう工夫する。

(6) 男女共同参画及び災害時要援護者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、高齢者や障害者等の災害時要援護者の視点に立ち、災害時要援護者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練を行うことなどに努める。

(7) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、シナリオ作成途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持、整備を図る。

(8) 年度を通じた計画的訓練の推進

防災関係機関及びその防災担当者は、本大綱で示した多様な防災訓練を、年度を通して、計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。

(9) 訓練に先立つ防災研修の推進

効果的な防災訓練のためには、事前に災害対応に必要な知識や技能の習得が不可欠であり、防災担当者だけでなく、発災時に指揮を執る組織のトップや幹部を含め、日頃からの自己研鑽・自己啓発の積み重ねが期待される。このため、災害対応に必要な知識や技能を習得するための研修等を、防災訓練に先立って実施し、その成果を訓練で確認・検証するよう努める。

また、研修の実施に当たっては、知識や技能を学習する従来の「座学」方式に加え、防災担当職員が災害発生時の状況を正しくイメージし、実際に災害が発生した時に的確な対応をとれるようにするための手法等を取り入れるよう努める。

(10) 国からの支援

国においては、地方公共団体等における防災研修、訓練等の充実に資するため、マニュアルや教材等の提供に努める。

4. 政府における総合防災訓練等

(1) 「防災の日」総合防災訓練

「防災の日」（9月1日）に、以下の訓練を実施する。

ア 「防災の日」政府本部運営訓練

内閣総理大臣を始めとする全閣僚の参加の下、南海トラフ巨大地震を想定し、関係地方公共団体及び指定公共機関等と連携して、災害発生時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施する。なお、地震に伴う被害想定については、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、考え得る様々な被害を想定するものとする。

イ 首都直下地震を想定した九都県市合同防災訓練と連携し、被災地（千葉市）への現地調査訓練を実施する。

(2) 官邸への参集訓練

首都直下地震を想定し、閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練を実施する。

(3) 緊急災害現地対策本部設置等訓練

南海トラフ巨大地震を想定して、緊急災害現地対策本部設置等訓練を大阪府、香川県において実施する。

(4) 政府図上訓練

ア 首都直下地震を想定した政府図上訓練

26年1月に、首都直下地震を想定し、緊急災害対策本部事務局における業務及び関係地方公共団体、指定公共機関、災害派遣医療チーム(DMAT)、ボランティア等との連携等について訓練を実施して、その業務遂行能力の向上を図るとともに、応急対策の有効性等に係る検証を行う。

イ 緊急災害対策本部事務局要員図上訓練

緊急災害対策本部事務局要員の知識及び練度の向上を図るため、同事務局要員に対する座学及び基礎的な図上訓練を実施する。

ウ 初動対応図上訓練

台風等により、荒川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生したことを想定し、官邸危機管理センターにおいて大規模水害対処図上訓練を実施する。

(5) 業務継続計画検証訓練等

ア 情報伝達・官邸参集図上訓練

首都直下地震発生時に閣僚が速やかに官邸に参集できるよう、所在の違いに応じ、利用可能な通信手段を用いた安否確認と参集手段を確保する図上訓練を実施する。

イ 業務継続計画実効性確認訓練

各府省庁において、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、以下の訓練を実施する。

- a 首都直下地震を想定し、職員の安否確認訓練及び非常参集訓練等
- b 災害対策本部の設置・運営等訓練

ウ 分野(業界)別、テーマ別訓練

首都直下地震等大規模災害発生時に、中央銀行や主要な金融機関等の経済中枢機関及び電力、通信・情報、道路等のライフライン・インフラ事業者等の業務継続性を確保するため、関係機関やライフライン・インフラ事業者等は、各分野(業界)別に、又は、応急対応のテーマ別に、業界横断的な訓練の実施に努めることとし、各分野(業界)等の事業者を所管する府省庁等は、各事業者において訓練が実施されるよう積極的に働きかけるとともに、必要に応じて合同で訓練を実施するよう努める。

(6) 津波防災訓練

三陸沖から房総沖の海溝寄りで発生した大規模な地震による津波を想定し、茨城県沿岸部において、国土交通省、茨城県等関係地方公共団体、指定公共機関等が連携し、以下の訓練を実施する。なお、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、11月5日(津波防災の日)を中心とした前後に実施する。

- ・ 地震・津波情報等の伝達・提供、津波警報発表に伴う水門・閘門の閉鎖、住民の避難誘導、ヘリテレ伝送システムを活用した映像情報の収集・提供、海上漂流者等の救助・救急、災害対策車両や緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の広域的な調整及び訓練等

(7) 原子力防災訓練

東日本大震災に伴う福島第一及び第二原子力発電所の原子力災害における事故の検証や教訓等を踏まえ、複合災害発生時のシビアアクシデントにも対応すべく、訓練の想定・実施内容等を抜本的に見直すとともに、原子力発電所周辺の住民の安全の確保に資するよう、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、総合的な防災訓練を実施する。

(8) 広域医療搬送訓練

8月31日に南海トラフ巨大地震を想定し、愛知県、三重県及び和歌山県を被災地と想定した広域医療搬送訓練を実施する。

(9) 事故災害等対処訓練

航空事故、鉄道事故、船舶からの油の流失等の事故災害に迅速かつ的確に対応するため、以下の訓練を実施する。

ア 航空災害図上訓練（10月頃）

イ 排出油等防除訓練

(10) 地域ブロック広域訓練

東日本大震災での災害対応を通じ、関係機関による連携の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、その連携をより強固なものとするため、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などを想定し、防災拠点なども活用しつつ、地域ブロックにおいて、関係省庁地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等から構成される協議会等が主体となって広域的な実動・図上訓練を実施する。

(11) 地方公共団体等関係機関と連携して実施する実動訓練等

ア 地方公共団体等関係機関が実施する以下の訓練等と連携して、防衛省（自衛隊）、警察庁（警察災害派遣隊）、消防庁（緊急消防援助隊）、国土交通省（TEC-FORCE）及び海上保安庁等による実動訓練等を実施する。

- a 9月の九都県市合同防災訓練
- b 8月及び9月の静岡県総合防災訓練
- c 10月の近畿府県合同防災訓練
- d 東海地域広域連携防災訓練

イ 11月に、大規模地震対策特別措置法等に基づき、関係地方公共団体等と連携して、東海地震に関連する情報の伝達訓練等を実施する。

5. 地方公共団体等における防災訓練等

(1) 地方公共団体等の総合防災訓練の重要性

災害発生時における初動対応を直接担うのは、地方公共団体であり、関係防災機関及び住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが求められる。

このため、地方公共団体においては、災害対策本部の設置・運営等の初動対応訓練や、避難所の設置・運営訓練、支援物資の調達・輸送訓練など毎年ごとに訓練を

実施する上での重点的なテーマを明確にして、毎年定期的な訓練の実施に努める。

また、地方公共団体、指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等、国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア等及び住民とも相互に適切な役割分担を行いつつ、連携した訓練を一体的に実施するとともに、訓練の客観的な分析・評価結果を参加機関で共有し、必要に応じて連携の在り方等を見直すなどして、地域の災害対応力が向上するよう努める。

特に首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震など大規模地震災害を想定した地域などにおいては、東日本大震災を踏まえ、広域的ネットワークを活用した訓練や地方公共団体の緊密な連携の下に地方公共団体相互に締結されている協定等に基づく広域的応援訓練の実施に努める。

(2) 地域の実情に応じた訓練

各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、過去の災害履歴等も踏まえ、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、原子力災害等、特に訓練の必要性が高い災害を想定し、積極的に地域の実情に即して訓練を実施するよう努める。

(別紙「地方公共団体等における地震災害等対応訓練の実施事項例」参照)

(3) 住民が防災を考え、具体的な行動をとる機会の提供

地域住民が災害対策の主役であるとの観点から、訓練計画の作成、訓練結果の分析・評価に当たっては、地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める。その際、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

また、防災訓練が、避難地・避難場所の確認、家族の連絡手段・連絡要領の確認その他災害発生時における行動の在り方のみならず災害発生前の備えについて考える機会となることから、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等の被害減少のための予防的な取組や、緊急地震速報による危険回避行動を積極的に加え、地域、学校、職場等における幅広い層が連携・参加できるよう努めるとともに、訓練の広報の方法、形態についても工夫し、住民の災害に対する平時からの備えの充実につながることを努める。

(4) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。

特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

また、事業所、ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

(5) ボランティア等との連携

広く災害救援に係るボランティア及びボランティア活動に関係する各機関等に、幅広く訓練への参加を求め、可能な限り連携に努める。

(6) 災害時要援護者の避難支援訓練

考え得る様々な災害や被害を想定し、避難準備（要援護者避難）情報等の発令・伝達、避難所への避難誘導、避難所での支援、福祉避難所の立ち上げ等に関する訓練を関係機関等や高齢者、障害者等の災害時要援護者本人の参加を得ながら実施し、訓練で得られた課題等への改善策の検討を通じて、災害時要援護者の避難支援体制

の整備に努める。

6. フォローアップ等の実施

本大綱に基づく政府の防災訓練の実施状況については、年度末に向けて、これをフォローアップし、その結果を翌年度の総合防災訓練大綱に反映させる。

7. 本大綱の変更について

本大綱について、やむを得ない事態が生じたときは、中央防災会議会長の専決により変更することができる。

地方公共団体等における地震災害等対応訓練の実施事項例

事 項	内 容
1 初動体制等危機管理体制の検証、情報収集・伝達等の訓練	<p>防災関係機関は、それぞれの地震防災強化計画、防災業務計画及び地域防災計画に基づき、関係機関相互の連携と協力体制の確保に努めるとともに、情報の混乱防止に配慮した、迅速かつ的確な災害関係情報の収集・伝達及び広報の訓練として、以下の訓練に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急地震速報受信時等の危険回避行動訓練、交通機関が途絶した場合等を想定した職員等参集訓練、地震発災直後における被害情報の収集・伝達・分析に係る訓練、災害対策本部機能の検証等初動体制の確立に係る訓練 ○防災関係機関相互間における中央防災無線、衛星携帯電話等の各種の通信網を活用した情報の収集・伝達訓練 ○防災関係機関と住民等との間におけるインターネット、アマチュア無線、衛星携帯電話等の多様な通信網を活用した情報収集・伝達訓練 ○住民避難の周知徹底等住民の安全確保のための情報伝達及び災害発生後の余震、降雨等による土砂災害及び建物の倒壊、公共施設の破損など二次災害防止のための点検に係る広報訓練
2 応急対策訓練	<p>防災関係機関は、保有する航空機、船舶、緊急車両、資機材等の特性と機動力等を活かしつつ地域での一体的な共同訓練として、以下の訓練に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災に備えた資機材・人員等の配備及び関係機器等の操作訓練 ○同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、トリアージ訓練、医療機関への搬送等の訓練 ○避難所の設置及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練 ○広域応援協定等に基づく広域的応援訓練と応援体制の点検 ○緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊等の受入れ
3 自主防災訓練	<p>自主防災組織を中心とし、地域の一員としての事業所・学校・ボランティア等の参加・協力を求めて行われる地域住民等の連帯による地元密着型の自主防災訓練として、以下の訓練に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等相互が助け合っ行う初期消火、負傷者等の救出・応急救護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練 ○大規模な住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児等災害時要援護者に重点を置いた避難・誘導訓練 ○地域住民等と参加ボランティア、ボランティア相互間の協力による救援活動・救援物資等の支援の受入れ、調整等に係る訓練 ○各事業所における災害時の要員の参集、従業員等の初期消火・避難誘導・生産ラインの点検、情報システム等の復旧手順の点検・確認訓練、災害情報の収集・伝達等の訓練及び応急復旧等の訓練及び防災関係機関、近隣の事業所、地域住民等との合同訓練 ○学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練

	<p>○地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検、非常持出し品の点検及びその携行、緊急地震速報受信時等における危険回避行動の点検、避難経路・避難場所の確認、家族との連絡方法の確認等の訓練</p> <p>○夜間における災害発生に対応した訓練並びに長期間の避難及び帰宅困難者支援訓練等広域・同時被災に対応した訓練</p>
4 緊急輸送路確保等の訓練	<p>防災関係機関相互の連携のもと、道路及び岸壁の損壊、放置車両、避難・救援車両及び船舶の流入等による陸上・海上の交通渋滞・混雑に対する訓練として、以下の訓練に努める。</p> <p>○道路の障害物を除去する啓開訓練、道路復旧訓練、放置車両などの撤去訓練</p> <p>○緊急輸送路確保のための車両の流入規制等の交通規制訓練、交通信号機滅灯対策訓練、船舶の入港制限等の交通規制訓練</p> <p>○車両、船舶、航空機など多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮した応急対策要員等の緊急輸送訓練</p> <p>○都道府県の区域を越えた広域的な緊急輸送訓練及び重傷患者の搬送訓練</p>
5 ライフライン等の確保・対応訓練	<p>ライフライン等の確保訓練及び情報化対応訓練として、以下の訓練に努める。</p> <p>○通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練</p> <p>○ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練</p> <p>○住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練</p> <p>○情報ネットワークシステムを利用している事業所等におけるバックアップ手段の点検・運用等の訓練</p> <p>○地方公共団体の住民情報システム等の安全対策の点検、代替方策の確認等の訓練</p>
6 混乱防止訓練・帰宅困難者対策訓練	<p>ターミナル駅、繁華街、地下街、高層ビル等のような不特定多数の者が集まり、心理的不安を誘発しやすい場所において、防災関係機関、事業者等が一体となって情報伝達・広報、避難・誘導等の訓練として、以下の訓練に努める。</p> <p>○デパート、旅館・ホテル、行楽施設等において、必要な情報を適切に提供する情報伝達訓練・広報訓練、一般客の参加を得た緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練</p> <p>○鉄道、地下鉄等における乗客への情報伝達、避難・誘導、負傷の応急救護、緊急地震速報等を用いた列車の停止・減速運転、車両脱線復旧等の訓練</p> <p>○病院、社会福祉施設等における災害時要援護者等の情報伝達、緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練</p> <p>また、大都市圏においては、上記のほか、駅前滞留者対策訓練や徒歩帰宅訓練などの帰宅困難者を想定した訓練の実施に努める。</p>

<p>7 津波、土砂災害、水害等の危険が懸念される地域における訓練</p>	<p>地域の特性を踏まえて、住民、行楽客等の参加協力を得るよう努めつつ、以下の訓練に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波危険予想地域における沿岸部の警戒監視、津波警報と避難指示等の伝達・広報訓練及び住民、行楽客、船舶等の早期避難・誘導、水難救助訓練 ○土砂災害、水害等の懸念される地域からの住民の避難・誘導、救出・救護訓練
<p>8 地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練（シェイクアウト訓練等）</p>	<p>従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、地域内の不特定多数の者を対象とした以下のような訓練等により、防災啓発効果の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練 ○地域内の学校、職場、店舗等で統一的に行う安全確保訓練、避難訓練 ○インターネットを活用した、蓋然性の高い科学的地震シナリオに基づく被害想定周知と事前学習